

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）および建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正等に伴い、新たな事務に係る手数料の追加等を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 建築士法に基づく事務手数料のうち、一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料の額を改定することとします。（第 2 条関係）

○建築士事務所登録手数料について、国の技術的助言による手数料算定の考え方を踏まえ、手数料を改正するもの。

・建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料

一級建築士事務所	15,000 円	} → 23,000 円
二級建築士事務所または木造建築士事務所	10,000 円	

- (2) 建築基準法に基づく事務手数料について、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な一定の特定建築行為に係る建築物に関する確認の申請等に対する審査の手数料の追加等を行うこととします。（別表第 43 関係）

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の 3 年目施行による建築基準法の一部改正により、手数料区分の変更や構造計算を要しない区分における手数料の額の改定、建築物省エネ法にかかる審査手数料の設定を行うもの。

○地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴い、建築基準法において、建築物の高さの限度に係る特例の認定に係る手数料の追加を行うもの。

現行		改正後	
(1) 建築物に関する確認の申請または建築物の計画の通知に対する審査の手数料			
(追加)		ア イに掲げる場合以外の場合	
ア～ウ 床面積の合計が30㎡以内～200㎡以内	18,000円～41,000円 (構造計算書の添付を要しないものにあつては14,000円～27,000円)	(ア)～(ウ) 床面積の合計が30㎡以内～200㎡以内	18,000円～41,000円 (構造計算書の添付を要しないものにあつては、17,000円～37,000円)
エ 床面積の合計が200㎡～500㎡以内のもの	52,000円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、34,000円)	(エ) 床面積の合計が200㎡～300㎡以内	46,000円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、40,000円)
		(オ) 床面積の合計が300㎡～500㎡以内	55,000円
(追加)		イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の規定による特定建築行為で、適合判定通知書の添付がない場合	
		アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)または(イ)に定める金額を加算した金額	
		(ア) 一戸建て住宅	16,000円～17,000円
		(イ) 共同住宅または長屋住宅	27,000円～558,000円
(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する完了検査の申請または完了の通知に対する審査の手数料			
ア イに掲げる場合以外の場合			
(エ) 床面積の合計が200㎡～500㎡以内	45,000円	(エ) 床面積の合計が200㎡～300㎡以内	39,000円
		(オ) 床面積の合計が300㎡～500㎡以内	47,000円
イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第8項の規定に基づく建築基準法の確認済証の交付を受けた建築物である場合。		イ 建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為または同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合。	
アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)から(ウ)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める金額を加算した金額		アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)から(ウ)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める金額を加算した金額	
(追加)		(ア) 申請または通知に係る建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア)～(ウ) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上	9,400円～282,000円	a～h 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上	9,400円～282,000円
(追加)		(イ) 申請または通知に係る建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
		a 一戸建て住宅	4,700円
		b 共同住宅または長屋住宅	9,400円～297,000円
		(ウ) 申請または通知に係る建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合	
		住宅の用途以外の用途に供する部分について(ア)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について(イ)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額	
(3) 特定工程に係る建築物に関する法に基づく完了検査の申請または完了の通知に対する審査の手数料			
(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	41,000円	(エ) 床面積の合計が200㎡～300㎡以内	35,000円
		(オ) 床面積の合計が300㎡～500㎡以内	43,000円

現行		改正後	
(4) 中間検査の申請または通知に対する審査の手数料			
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	39,000円	エ 床面積の合計が200㎡～300㎡以内	35,000円
		オ 床面積の合計が300㎡～500㎡以内	41,000円
(追加)		(17) の2 地域再生法第17条の44の規定により読み替えて適用される法第55条第4項第2号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料	32,000円

- (3) 宅地建物取引業法に基づく事務手数料のうち、宅地建物取引業の免許の申請に対する審査の手数料等の額を改定することとします。(別表第 50 関係)

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、宅地建物取引業の免許に係る申請をオンラインにより行う場合の審査の手数料の額を新たに設定するもの。

- ・申請・更新申請を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合 26,500円（新設）

- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料について、既存の基準の併用による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数料を追加することとします。(別表第 68 関係)

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の3年目施行による建築物省エネ法の一部改正にあわせて、都市の低炭素化の促進に関する法律にかかる住宅の評価方法の追加に伴う手数料の設定を行うもの。

(2)低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数料		
イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合		
(ウ) 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		
a 一戸建て住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(b) 床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上	36,000円～38,000円	8,700円
b 共同住宅または長屋住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上	61,000円～1,338,000円	14,000円～301,000円

- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務手数料について、住宅の用途に供する建築物に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料および既存の基準の併用による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料の追加等を行うこととします。(別表第 69 関係)

○脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の 3 年目施行による建築物省エネ法の一部改正により、「建築物のエネルギー消費性能に係る認定」の項目の削除や、住宅等の建築物エネルギー消費性能適合性判定対象への追加および住宅の評価方法の追加に伴う手数料の設定を行うもの。

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料		
ウ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合		
(ア) (イ)および(ウ)に掲げるとき以外のとき		
a 一戸建て住宅 (a)～(b)床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上		44,000円 ～48,000円
b 共同住宅または長屋住宅		
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上		80,000円 ～1,815,000円
(イ) 仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき		
a 一戸建て住宅 (a)～(b)床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上		23,000円 ～24,000円
b 共同住宅または長屋住宅		
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上		38,000円 ～857,000円
(ウ) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき		
a 一戸建て住宅 (a)～(b)床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上		34,000円 ～36,000円
b 共同住宅または長屋住宅		
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上		59,000円 ～1,336,000円
エ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合		
住宅の用途以外の用途に供する部分についてアまたはイに掲げる区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について次に掲げる区分に応じて定める金額を加算した金額		
(ア) (イ)および(ウ)に掲げる場合以外の場合		
a 一戸建て住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(b) 床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上	44,000円 ～48,000円	6,600円
b 共同住宅または長屋住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上	80,000円 ～1,815,000円	11,000円 ～299,000円
(イ) 仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合		
a 一戸建て住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(b) 床面積の合計が200㎡未満～200㎡以上	23,000円 ～24,000円	6,600円
b 共同住宅または長屋住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(g) 床面積の合計が300㎡未満～50,000㎡以上	38,000円 ～857,000円	11,000円 ～299,000円

(ウ) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合		
a 一戸建て住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(b) 床面積の合計が 200m^2 未満～ 200m^2 以上	34,000円 ～36,000円	6,600円
b 共同住宅または長屋住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(g) 床面積の合計が 300m^2 未満～ $50,000\text{m}^2$ 以上	59,000円 ～1,336,000円	11,000円 ～299,000円
(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料		
(ウ) 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき		
a 一戸建て住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(b) 床面積の合計が 200m^2 未満～ 200m^2 以上	34,000円 ～36,000円	6,600円
b 共同住宅または長屋住宅	評価書面添付なし	評価書面添付あり
(a)～(g) 床面積の合計が 300m^2 未満～ $50,000\text{m}^2$ 以上	59,000円 ～1,336,000円	11,000円 ～299,000円

- (6) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料のうち、畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額を改定することとします。(別表第 71 関係)

○建築基準法の一部改正により、同法に基づく建築物に関する確認の申請等に対する審査の手数料の区分の変更等を行うことに併せて、当該手数料を準用して設定している畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料についても、手数料区分の変更を行うもの。

現行		改正後	
(2) 法第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料			
イ 認定を受けようとする畜舎等に大規模畜舎等がある場合			
(エ) 床面積の合計が200㎡～ 500㎡以内のもの	58,000円	(工) 床面積の合計が200㎡～ 300㎡以内	52,000円
		(オ) 床面積の合計が300㎡～ 500㎡以内	61,000円

- (7) その他

ア この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (使用料および手数料の額) 第2条 省略 2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。 (1)～(27) 省略 (28) 建築士法に基づく事務手数料 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第3項および第5項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料 1件につき 24,400円 建築士法第5条第1項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 1件につき 560円 建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え交付または再交付の手数料 1件につき 5,900円 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験または木造建築士試験の手数料 1件につき 18,500円	第1条 省略 (使用料および手数料の額) 第2条 省略 2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。 (1)～(27) 省略 (28) 建築士法に基づく事務手数料 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第3項および第5項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の手数料 1件につき 24,400円 建築士法第5条第1項の規定に基づく二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料 1件につき 560円 建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証または木造建築士免許証の書換え交付または再交付の手数料 1件につき 5,900円 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験または木造建築士試験の手数料 1件につき 18,500円

建築士法第23条の2の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料

一級建築士事務所

1 件につき 15,000円

二級建築士事務所または木造建築士事務所

1 件につき 10,000円

建築士法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料

1 件につき 560円

(29)～(91) 省略

第3条 知事が次の表の各号の左欄に掲げる試験等に関する事務を当該各号の右欄に掲げる者に行わせることとした場合においては、第1条の規定にかかわらず、当該者が行う同表の各号の左欄に掲げる試験等を受けようとする者は、それぞれ当該各号の中欄に掲げる手数料を当該各号の右欄に掲げる者に納めなければならない。

(1)～(4) 省略		
(4)の2 建築士法第5条第1項に規定する二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録	前条第2項第28号に定める同法第4条第2項および第3項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の	同法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機

建築士法第23条の2の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の登録の申請に対する審査の手数料

1 件につき 23,000円

建築士法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿の登録事項に関する証明書の交付の手数料

1 件につき 560円

(29)～(91) 省略

第3条 知事が次の表の各号の左欄に掲げる試験等に関する事務を当該各号の右欄に掲げる者に行わせることとした場合においては、第1条の規定にかかわらず、当該者が行う同表の各号の左欄に掲げる試験等を受けようとする者は、それぞれ当該各号の中欄に掲げる手数料を当該各号の右欄に掲げる者に納めなければならない。

(1)～(4) 省略		
(4)の2 建築士法第5条第1項に規定する二級建築士名簿または木造建築士名簿の登録	前条第2項第28号に定める同法第4条第3項および第5項の規定に基づく二級建築士または木造建築士の免許の	同法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機

	手数料	
(4)の3～(13) 省略		
2 省略		
第4条～第9条 省略		
付則 省略		
別表第1～別表第42 省略		
別表第43		
建築基準法に基づく事務手数料		
区分	金額	
(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料		
ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	18,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、14,000円）	
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	27,000円（構造計算書の添付を要しないものにあ	

	手数料	
(4)の3～(13) 省略		
2 省略		
第4条～第9条 省略		
付則 省略		
別表第1～別表第42 省略		
別表第43		
建築基準法に基づく事務手数料		
区分	金額	
(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物に関する確認の申請または法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査の手数料		
ア イに掲げる場合以外の場合		
(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	18,000円（構造計算書の添付を要しないものにあ	

	つては、19,000円)
ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	41,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、27,000円）
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	52,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、34,000円）
オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	96,000円
カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	150,000円
キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	300,000円
ケ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	470,000円
コ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	790,000円

	つては、17,000円)
(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	27,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、26,000円）
(ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	41,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、37,000円）
(エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	46,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、40,000円）
(オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	55,000円
(カ) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	96,000円
(キ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	150,000円
(ク) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	240,000円
(ケ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	300,000円
(コ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	470,000円
(サ) 床面積の合計が50,000平方メートルを	790,000円

		<u>超えるもの</u> イ 当該申請または通知（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第6項に規定する適合判定通知書またはその写しの提出がないものに限る。）に係る建築物の建築が、同法第11条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる特定建築行為に限る。）または同法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為（同号に掲げる特定建築行為に限る。）である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)または(イ)に掲げる当該申請または通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)または(イ)に定める金額を加算した金額 <u>(ア) 一戸建て住宅</u> <u>a 床面積の合計が</u> 200平方メートル未満のもの 16,000円 <u>b 床面積の合計が</u> 200平方メートル以上のもの 17,000円 <u>(イ) 共同住宅または長屋住宅</u> <u>a 床面積の合計が</u> 300平方メートル
--	--	---	---

				未満のもの 27,000円
			b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000円
			c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	62,000円
			d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	79,000円
			e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
			f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	

			<u>5,000平方メートル</u> <u>以上50,000平方メ</u> <u>ートル未満のもの</u> <u>293,000円</u> <u>g 床面積の合計が</u> <u>50,000平方メート</u> <u>ル以上のもの 55</u> <u>8,000円</u>
(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に 関する法第7条第1項の規定に基づく完了検 査の申請または法第18条第20項の規定に基づ く完了の通知に対する審査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合 (ア)～(ウ) 省略 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超 え <u>500平方メートル以内のもの</u> (新設) (オ)～(コ) 省略	45,000円	(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に 関する法第7条第1項の規定に基づく完了検 査の申請または法第18条第20項の規定に基づ く完了の通知に対する審査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合 (ア)～(ウ) 省略 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超 え <u>300平方メートル以内のもの</u> (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超 え <u>500平方メートル以内のもの</u> (カ)～(ケ) 省略	39,000円 47,000円
イ 当該申請または通知に係る建築物が建築 物のエネルギー消費性能の向上等に関する 法律（平成27年法律第53号）第12条第8項 （同法第25条第1項もしくは第35条第8項	アに掲げる床面積の合計 の区分に応じて定める金 額に、次の(ア)から(ウ)ま でに掲げる当該申請また	イ 当該申請または通知に係る建築物が建築 物のエネルギー消費性能の向上等に関する 法律第11条第1項に規定する要確認特定建 築行為または同法第12条第2項に規定する	アに掲げる床面積の合計 の区分に応じて定める金 額に、次の(ア)から(ウ)ま でに掲げる当該申請また

(同法第36条第2項において準用する場合を含む。) または都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号) 第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。(3)の項イにおいて同じ。) の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	は通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ク)までに定める金額を加算した金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円	要通知特定建築行為に係る建築物である場合	は通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める金額を加算した金額 (ア) 当該申請または通知に係る建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円 b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円 c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
---	---	-----------------------------	---

	(イ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 127,000円 (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円 (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 201,000円 (ク) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 282,000円		0平方メートル未満のもの 27,000円 d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円 e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 127,000円 f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円 g 床面積の合計が25,000平方メ
--	--	--	--

			<u>一トル以上50,0</u> <u>00平方メートル</u> <u>未満のもの 20</u> <u>1,000円</u> <u>h 床面積の合計</u> <u>が50,000平方メ</u> <u>ートル以上のも</u> <u>の 282,000円</u> <u>(イ) 当該申請または通</u> <u>知に係る建築物の全</u> <u>部が住宅の用途に供</u> <u>するものである場合</u> <u>a 一戸建て住宅</u> <u>4,700円</u> <u>b 共同住宅または</u> <u>長屋住宅</u> <u>(a) 床面積の合計</u> <u>が300平方メー</u> <u>トル未満のもの</u> <u>9,400円</u> <u>(b) 床面積の合計</u> <u>が300平方メー</u> <u>トル以上2,000</u>
--	--	--	---

			<u>平方メートル未</u> <u>満のもの 20,0</u> <u>00円</u>
			<u>(c) 床面積の合計</u> <u>が2,000平方メ</u> <u>ートル以上5,00</u> <u>0平方メートル</u> <u>未満のもの 4</u> <u>5,000円</u>
			<u>(d) 床面積の合計</u> <u>が5,000平方メ</u> <u>ートル以上10,0</u> <u>00平方メートル</u> <u>未満のもの 8</u> <u>1,000円</u>
			<u>(e) 床面積の合計</u> <u>が10,000平方メ</u> <u>ートル以上25,0</u> <u>00平方メートル</u> <u>未満のもの 12</u> <u>9,000円</u>
			<u>(f) 床面積の合計</u> <u>が25,000平方メ</u>

			<u>一トル以上50,0</u> <u>00平方メートル</u> <u>未満のもの 19</u> <u>6,000円</u> <u>(g) 床面積の合計</u> <u>が50,000平方メ</u> <u>ートル以上のも</u> <u>の 297,000円</u> <u>(ウ) 当該申請または通</u> <u>知に係る建築物の一</u> <u>部が住宅の用途に供</u> <u>するものである場合</u> <u>住宅の用途以外の</u> <u>用途に供する部分</u> <u>について(ア)に掲</u> <u>げる床面積の合計</u> <u>の区分に応じて定</u> <u>める金額に、住宅</u> <u>の用途に供する部</u> <u>分について(イ)に</u> <u>掲げる建築物の区</u> <u>分に応じて定める</u> <u>金額を加算した金</u>
--	--	--	--

			額
(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合 (ア)～(ウ) 省略 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え <u>500平方メートル以内のもの</u> (新設) (カ)～(コ) 省略 イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第8項の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	41,000円	(3) 法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合 (ア)～(ウ) 省略 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え <u>300平方メートル以内のもの</u> (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え <u>500平方メートル以内のもの</u> (カ)～(サ) 省略 イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為または同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物である場合	35,000円 43,000円
(4) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査の手数料		(4) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請または法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査の手数料	

ア～ウ 省略		ア～ウ 省略	
エ 床面積の合計が200平方メートルを超え <u>500平方メートル以内のもの</u> (新設)	39,000円	エ 床面積の合計が200平方メートルを超え <u>300平方メートル以内のもの</u>	35,000円
オ～コ 省略		オ 床面積の合計が300平方メートルを超え <u>500平方メートル以内のもの</u>	41,000円
(5)～(17) 省略		カ～サ 省略	
(新設)		(5)～(17) 省略	
		(17) の2 地域再生法（平成17年法律第24号） <u>第17条の44の規定により読み替えて適用される法第55条第4項第2号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査の手数料</u>	32,000円
(18)～(50) 省略		(18)～(50) 省略	
注 1・2 省略 3 (2)の項イ（(3)の項イにおいて算定する場合を含む。）の非住宅部分の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分（建築物の増築または改築をする部分以外の部分をいう。以下同じ。）があるときは、当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。		注 1・2 省略 3 (2)の項イ（(3)の項イにおいて算定する場合を含む。）の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合は、当該増築または改築をする部分の床面積について算定する。	

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合における(2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の規定の適用については、同項イ中「次の」とあるのは「当該申請または通知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。

5～8 省略

別表第43の2～別表第49 省略

別表第50

宅地建物取引業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 宅地建物取引業法(以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査の手数料	円 1件につき 33,000
(2) 法第3条第3項の規定に基づく宅地建物	同 33,000

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合における(1)の項イおよび(2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の規定の適用については、(1)の項イおよび(2)の項イ中「次の」とあるのは「当該申請または通知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。

5～8 省略

別表第43の2～別表第49 省略

別表第50

宅地建物取引業法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 宅地建物取引業法(以下この表において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の申請に対する審査の手数料	33,000円(当該申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、26,500円)
(2) 法第3条第3項の規定に基づく宅地建物	33,000円(当該申請を情報

<u>取引業の免許の更新の申請に対する審査の手数料</u>		<u>取引業の免許の更新の申請に対する審査の手数料</u>	<u>通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における当該申請に係る審査にあつては、26,500円)</u>
(3) 法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の手数料	同 8,200	(3) 法第16条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の手数料	8,200円
(4) 法第18条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格登録簿への登録の手数料	同 37,000	(4) 法第18条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格登録簿への登録の手数料	37,000円
(5) 法第19条の2の規定に基づく登録の移転の申請に対する審査の手数料	同 8,000	(5) 法第19条の2の規定に基づく登録の移転の申請に対する審査の手数料	8,000円
(6) 法第22条の2第1項または第5項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付の申請に対する審査の手数料	同 4,500	(6) 法第22条の2第1項または第5項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付の申請に対する審査の手数料	4,500円
(7) 法第22条の3第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請に対する審査の手数料	同 4,500	(7) 法第22条の3第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請に対する審査の手数料	4,500円
(8) 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の13第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の書換え交付の手数料	同 4,500	(8) 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の13第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の書換え交付の手数料	4,500円

(9) 宅地建物取引業法施行規則第14条の15第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の手数料	同 4,500	(9) 宅地建物取引業法施行規則第14条の15第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の手数料	4,500円
(10) 宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和32年法務省・建設省令第1号）第8条第1項の規定に基づく申出書の提出がなかった旨の証明書の交付の手数料	同 560	(10) 宅地建物取引業者営業保証金規則（昭和32年法務省・建設省令第1号）第8条第1項の規定に基づく申出書の提出がなかった旨の証明書の交付の手数料	560円
(11) 宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第2項の規定に基づく申出に係る債権の総額に関する証明書の交付の手数料	同 560	(11) 宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第2項の規定に基づく申出に係る債権の総額に関する証明書の交付の手数料	560円
(12) 宅地建物取引業者営業保証金規則第10条の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員となつたことを証する書面の交付の手数料	同 560	(12) 宅地建物取引業者営業保証金規則第10条の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員となつたことを証する書面の交付の手数料	560円
(13) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則（昭和48年法務省・建設省令第2号）第5条第1号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員が社員の地位を失つた旨の証明書の交付の手数料	同 560	(13) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則（昭和48年法務省・建設省令第2号）第5条第1号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員が社員の地位を失つた旨の証明書の交付の手数料	560円
(14) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則第5条第2号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員である旨の証明書の交付の手数料	同 560	(14) 宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金規則第5条第2号の規定に基づく宅地建物取引業保証協会の社員である旨の証明書の交付の手数料	560円

別表第51～別表第67 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（ <u>以下この表において「法」という。</u> ）第10条第4項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査の手数料	法第9条第1項の認定の申請について法第10条第3項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる金額
(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項	

注 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

別表第51～別表第67 省略

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（ <u>平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。</u> ）第10条第4項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査の手数料	法第9条第1項の認定の申請について法第10条第3項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる金額
(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項	

の規定による申出がない場合に限る。) に対する審査の手数料 ア 省略 イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 (ア) <u>性能基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき a・b 省略 (イ) <u>仕様基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき a・b 省略 (新設)		の規定による申出がない場合に限る。) に対する審査の手数料 ア 省略 イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 (ア) <u>誘導性能基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき a・b 省略 (イ) <u>誘導仕様基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき a・b 省略 (ウ) <u>誘導併用基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき a 一戸建て住宅 (a) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> (b) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> b 共同住宅または長屋住宅 (a) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	36,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円) 38,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円) 61,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円)
---	--	---	---

			ては、14,000円)
		(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	96,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円)
		(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	160,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円)
		(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	229,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円)
		(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	432,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、134,000円)
		(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	745,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円)
		(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,338,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円)
ウ 省略		ウ 省略	
(3)～(6) 省略		(3)～(6) 省略	
注		注	
1 省略		1 省略	

2 この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）の規定に基づき定められた基準をいう。

（新設）

（新設）

3～5 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。） <u>第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料</u> ア <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場</u>	

2 この表において「誘導性能基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。）第10条第2号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準をいう。

3 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準をいう。

4 この表において「誘導併用基準」とは、基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準をいう。

5～7 省略

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。） <u>第11条第1項または第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料</u> ア <u>イからエまでに掲げる場合以外の場合</u>	

合			
(ア)・(イ) 省略		(ア)・(イ) 省略	
イ 省略		イ 省略	
(新設)		ウ <u>建築物エネルギー消費性能適合性判定</u>	
		<u>を受けようとする建築物の全部が住宅の</u>	
		<u>用途に供するものである場合</u>	
		<u>(ア) (イ)および(ウ)に掲げるとき以外のと</u>	
		<u>き</u>	
		a <u>一戸建て住宅</u>	
		<u>(a) 床面積の合計が200平方メートル</u>	44,000円
		<u>未満のもの</u>	
		<u>(b) 床面積の合計が200平方メートル</u>	48,000円
		<u>以上のもの</u>	
		b <u>共同住宅または長屋住宅</u>	
		<u>(a) 床面積の合計が300平方メートル</u>	80,000円
		<u>未満のもの</u>	
		<u>(b) 床面積の合計が300平方メートル</u>	126,000円
		<u>以上2,000平方メートル未満のもの</u>	
		<u>(c) 床面積の合計が2,000平方メートル</u>	207,000円
		<u>以上5,000平方メートル未満のもの</u>	
		<u>の</u>	
		<u>(d) 床面積の合計が5,000平方メートル</u>	293,000円
		<u>以上10,000平方メートル未満のもの</u>	

		<u>もの</u>	
		<u>(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	566,000円
		<u>もの</u>	
		<u>(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	992,000円
		<u>もの</u>	
		<u>(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1,815,000円
		<u>(イ) 仕様基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき</u>	
		<u>a 一戸建て住宅</u>	
		<u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	23,000円
		<u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	24,000円
		<u>b 共同住宅または長屋住宅</u>	
		<u>(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	38,000円
		<u>(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	62,000円
		<u>(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</u>	109,000円

		<u>ル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	
		<u>の</u>	
		(d) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	162,000円
		(e) <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	292,000円
		(f) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	491,000円
		(g) <u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	857,000円
		<u>(ウ) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき</u>	
		<u>a 一戸建て住宅</u>	
		(a) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	34,000円
		(b) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	36,000円
		<u>b 共同住宅または長屋住宅</u>	
		(a) <u>床面積の合計が300平方メートル</u>	59,000円

	<u>未満のもの</u>	
(b)	<u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	94,000円
(c)	<u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	158,000円
(d)	<u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	227,000円
(e)	<u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	430,000円
(f)	<u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	743,000円
(g)	<u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1,336,000円
エ	<u>建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合</u>	住宅の用途以外の用途に 供する部分についてアま たはイに掲げる区分に応 じて定める金額に、住宅の 用途に供する部分につい て次に掲げる区分に応じ

		<u>て定める金額を加算した金額</u> <u>(ア) (イ)および(ウ)に掲げる場合以外の場合</u> <u>a 一戸建て住宅</u> <u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> <u>44,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）</u> <u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> <u>48,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）</u>
--	--	--

– 32 –

		<u>のもの 207,000</u> <u>円(評価書面の添</u> <u>付がなされたも</u> <u>のにあつては、</u> <u>47,000円)</u>
		<u>(d) 床面積の合計</u> <u>が5,000平方メー</u> <u>トル以上10,000</u> <u>平方メートル未</u> <u>満のもの 293,0</u> <u>00円(評価書面の</u> <u>添付がなされた</u> <u>ものにあつては、</u> <u>83,000円)</u>
		<u>(e) 床面積の合計</u> <u>が10,000平方メ</u> <u>ートル以上25,00</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 566,0</u> <u>00円(評価書面の</u> <u>添付がなされた</u> <u>ものにあつては、</u> <u>132,000円)</u>

		<u>(f) 床面積の合計</u> <u>が25,000平方メ</u> <u>ートル以上50,00</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 992,0</u> <u>00円(評価書面の</u> <u>添付がなされた</u> <u>ものにあつては、</u> <u>198,000円)</u>
		<u>(g) 床面積の合計</u> <u>が50,000平方メ</u> <u>ートル以上のも</u> <u>の 1,815,000円</u> <u>(評価書面の添</u> <u>付がなされたも</u> <u>のにあつては、</u> <u>299,000円)</u>
		<u>(イ) 仕様基準に適合す</u> <u>るものとして建築物</u> <u>エネルギー消費性能</u> <u>適合性判定を受けよ</u> <u>うとする場合</u> <u>a 一戸建て住宅</u>

(a) 床面積の合計	が200平方メートル未満のもの	23,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円)
(b) 床面積の合計	が200平方メートル以上のもの	24,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円)
5. 共同住宅または長屋住宅		
(a) 床面積の合計	が300平方メートル未満のもの	38,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)

		<u>(b) 床面積の合計</u> <u>が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 62,000円</u> <u>(評価書面の添付がなされたものにあつては、</u> <u>22,000円)</u>
		<u>(c) 床面積の合計</u> <u>が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 109,000円</u> <u>(評価書面の添付がなされたものにあつては、</u> <u>47,000円)</u>
		<u>(d) 床面積の合計</u> <u>が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 162,0</u>

		<u>00円(評価書面の</u> <u>添付がなされた</u> <u>ものにあつては、</u> <u>83,000円)</u> <u>(e) 床面積の合計</u> <u>が10,000平方メ</u> <u>ートル以上25,00</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 292,0</u> <u>00円(評価書面の</u> <u>添付がなされた</u> <u>ものにあつては、</u> <u>132,000円)</u> <u>(f) 床面積の合計</u> <u>が25,000平方メ</u> <u>ートル以上50,00</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 491,0</u> <u>00円(評価書面の</u> <u>添付がなされた</u> <u>ものにあつては、</u> <u>198,000円)</u> <u>(g) 床面積の合計</u>
--	--	---

が50,000平方メートル以上のもの 857,000円
(評価書面の添付がなされたものにあつては、
299,000円)

(ウ) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合

a 一戸建て住宅

(a) 床面積の合計
が200平方メートル未満のもの
34,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円)

(b) 床面積の合計
が200平方メートル以上のもの

		<u>36,000円(評価書</u> <u>面の添付がなさ</u> <u>れたものにあつ</u> <u>ては、6,600円)</u>
		<u>b 共同住宅または</u> <u>長屋住宅</u>
		<u>(a) 床面積の合計</u> <u>が300平方メート</u> <u>ル未満のもの</u>
		<u>59,000円(評価書</u> <u>面の添付がなさ</u> <u>れたものにあつ</u> <u>ては、11,000円)</u>
		<u>(b) 床面積の合計</u> <u>が300平方メート</u> <u>ル以上2,000平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの 94,000円</u> <u>(評価書面の添</u> <u>付がなされたも</u> <u>のにあつては、</u> <u>22,000円)</u>
		<u>(c) 床面積の合計</u>

が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 158,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円)

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 227,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)

(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円(評価書面の

			<u>添付がなされた</u> <u>ものにあつては、</u> <u>132,000円)</u> <u>(f) 床面積の合計</u> <u>が25,000平方メ</u> <u>ートル以上50,00</u> <u>0平方メートル未</u> <u>満のもの 743,0</u> <u>00円(評価書面の</u> <u>添付がなされた</u> <u>ものにあつては、</u> <u>198,000円)</u> <u>(g) 床面積の合計</u> <u>が50,000平方メ</u> <u>ートル以上のも</u> <u>の 1,336,000円</u> <u>(評価書面の添</u> <u>付がなされたも</u> <u>のにあつては、</u> <u>299,000円)</u>
(2) <u>法第34条第1項</u> の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法 <u>第35条第2項</u> の規定による申出がない場合		(2) <u>法第29条第1項</u> の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法 <u>第30条第2項</u> の規定による申出がない場合	

に限る。)に対する審査の手数料 ア 法第34条第3項に規定する申請建築物 (以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 (ア)・(イ) 省略 イ 申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 (ア) <u>性能基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき a・b 省略 (イ) <u>仕様基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき a・b 省略 (新設)		に限る。)に対する審査の手数料 ア 法第29条第3項に規定する申請建築物 (以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 (ア)・(イ) 省略 イ 申請建築物または他の建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合 (ア) <u>誘導性能基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき a・b 省略 (イ) <u>誘導仕様基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき a・b 省略 (ウ) <u>誘導併用基準</u>に適合するものとして認定を受けようとするとき a 一戸建て住宅 (a) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> (b) <u>床面積の合計が200平方メートル</u>	34,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円) 36,000円(評価書面の添付
--	--	--	---

	<u>以上のもの</u>	<u>がなされたものにあつては、6,600円)</u>
	<u>b 共同住宅または長屋住宅</u>	
	<u>(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)</u>
	<u>(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円)</u>
	<u>(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>158,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円)</u>
	<u>(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)</u>
	<u>(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>430,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円)</u>
	<u>(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>743,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円)</u>
	<u>(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,336,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、498,000円)</u>

ウ 申請建築物または他の建築物の一部が住宅の用途に供するものである<u>とき</u>	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる<u>評価の方法の区分</u>に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる<u>建築物の区分</u>に応じて定める金額を加算した金額	<u>トル以上のもの</u> ウ 申請建築物または他の建築物の一部が住宅の用途に供するものである<u>場合</u>	<u>添付がなされたものにあつては、299,000円)</u> 住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる<u>区分</u>に応じて定める金額を加算した金額
(3) 法<u>第34条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法<u>第35条第2項</u>の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法<u>第35条第2項</u>の規定による申出がなかつたとしたならば、当該申請建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第4	(3) 法<u>第29条第1項</u>の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法<u>第30条第2項</u>の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法<u>第30条第2項</u>の規定による申出がなかつたとしたならば、当該申請建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第4

	3の規定により算定して得られる額を加算した金額		3の規定により算定して得られる額を加算した金額
(4) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第34条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円）	(4) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第30条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円）	(2)の項の規定により算定して得られる金額（法第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800円）
(5) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(4)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該申請建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加	(5) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料	(4)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該申請建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加

	算した金額		算した金額
<u>(6) 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料</u> <u>ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</u> <u>(イ) (イ)に掲げるもの以外のもの</u>		(削除)	
<u>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	235,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）		
<u>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	290,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）		
<u>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	373,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円）		
<u>d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	527,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）		
<u>e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	646,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円）		

<u>f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>761,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円）</u>		
<u>g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>866,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円）</u>		
<u>h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,077,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円）</u>		
<u>(イ) モデル建物法の評価によるもの</u>			
<u>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>91,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円）</u>		
<u>b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>114,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円）</u>		
<u>c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>149,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円）</u>		
<u>d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>237,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）</u>		
<u>e 床面積の合計が5,000平方メートル</u>	<u>308,000円（評価書面の添</u>		

	<u>以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>付がなされたものにあつては、127,000円)</u>		
	<u>f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>369,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円)</u>		
	<u>g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>432,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円)</u>		
	<u>h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>557,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円)</u>		
<u>イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合</u>				
<u>(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき</u>				
<u>a 一戸建て住宅</u>				
	<u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>42,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)</u>		
	<u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>46,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円)</u>		
<u>b 共同住宅または長屋住宅</u>				

<u>(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>77,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）</u>		
<u>(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>122,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）</u>		
<u>(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>201,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）</u>		
<u>(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>284,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）</u>		
<u>(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>550,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、128,000円）</u>		
<u>(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>967,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円）</u>		
<u>(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>1,769,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円）</u>		
<u>(i) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき</u>			

<u>a 一戸建て住宅</u>			
<u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	22,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）		
<u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	23,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,300円）		
<u>b 共同住宅または長屋住宅</u>			
<u>(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	37,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）		
<u>(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	60,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）		
<u>(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	105,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円）		
<u>(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	157,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円）		
<u>(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	285,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、128,000円）		

(f) <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u> (g) <u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u> ウ <u>認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき</u>	478,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円） 836,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、292,000円） 住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額		
(7) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「省令」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料</u>	(1)の項の規定により算定して得られる金額	(6) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「省令」という。）第13条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料</u>	(1)の項の規定により算定して得られる金額
(8) <u>省令第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料</u>	(2)の項の規定により算定して得られる金額	(7) <u>省令第28条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料</u>	(2)の項の規定により算定して得られる金額
注		注	

1・2 省略

3 (1)の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積について算定する。

(1) 建築物の新築、増築または改築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築物の非住宅部分の床面積（建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。次号および注8において同じ。）

(2) 省略

4 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が工場等の用途に供するものである場合にあつては、当該建築物が第1号に掲げる建築物であるときはその全部が工場等の用途に供するものと、当該建築物が第2号に掲げる建築物であるときはその全部が工場等の用途以外の用途に供するものとみなして、(1)の項（(7)の項において算定する場合を含む。）の規定を適用する。

(1) 工場等の用途に供する部分以外の部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計が建築物の非住宅部分の床面積の合計の5分の1未満であり、かつ、300平方メートル未満である建築物であつて、その建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価がモデル建物法によるもの

1・2 省略

3 (1)の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積について算定する。

(1) 建築物の新築、増築または改築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築物の床面積（建築物の増築または改築をする場合にあつては、当該増築または改築をする部分の床面積。次号および注11において同じ。）

(2) 省略

4 この表において「仕様基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(2)に掲げる基準）をいう。

(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物

5 この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の規定に基づき定められた基準をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

6 省略

7 (4)の項((5)の項において算定する場合を含む。)および(8)の項において(2)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とする。

8 (7)の項において(1)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とする。

9 省略

5 この表において「併用基準」とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準をいう。

6 この表において「誘導性能基準」とは、基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(1)に掲げる基準をいう。

7 この表において「誘導仕様基準」とは、基準省令第10条第2号イ(2)およびロ(2)に掲げる基準をいう。

8 この表において「誘導併用基準」とは、基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(2)に掲げる基準または同号イ(2)およびロ(1)に掲げる基準をいう。

9 省略

10 (4)の項((5)の項において算定する場合を含む。)および(7)の項において(2)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とする。

11 (6)の項において(1)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)とする。

12 省略

別表第70 省略

別表第71

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 省略	
(2) 法第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用 計画の変更の認定の申請に対する審査の手数 料 ア 省略 イ 認定を受けようとする畜舎等に大規模畜 舎等がある場合 (ア)～(ウ) 省略 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超 え <u>500平方メートル以内のもの</u> (新設) (オ)～(コ) 省略	同 <u>58,000</u>
(3)～(7) 省略	

注 省略

別表第70 省略

別表第71

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 省略	
(2) 法第4条第1項の規定に基づく畜舎建築利用 計画の変更の認定の申請に対する審査の手数 料 ア 省略 イ 認定を受けようとする畜舎等に大規模畜 舎等がある場合 (ア)～(ウ) 省略 (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超 え <u>300平方メートル以内のもの</u> (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超 え <u>500平方メートル以内のもの</u> (カ)～(サ) 省略	同 <u>52,000</u> 同 <u>61,000</u>
(3)～(7) 省略	

注 省略